

有田市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、有田市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(昭和54年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者の認定等)

第2条 条例第3条の支給対象者(以下「支給対象者」という。)が条例第4条の認定を受けようとするときは、申請書(第1号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項各号に掲げる公的年金各法による遺族年金、母子年金等の公的年金又は同法による児童扶養手当の支給を受けている者は、年金証書又は手当証書
- (2) 前号に定める公的年金又は児童扶養手当の未受給者にあつては、市長が特に必要と認める者の証明書
- (3) 支給対象者が、その年の1月1日において市内に住所を有しなかったときは、その者の前年又は前前年の所得につき、所得の額を明らかにすることができる証明書

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上適当であると認めるときは、その者を受給資格者(以下「受給資格者」という。)として認定し、その者に対して受給資格者証(第2号様式)を交付するものとする。

3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは受給資格者証再交付申請書(第3号様式)を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

4 受給資格者証の交付をするときは、受給資格者認定台帳(第4号様式)にその旨を記載しなければならない。前項の受給資格者証の再交付をしたときも、同様とする。

(受給資格者証の更新)

第3条 受給資格者は、受給資格者証更新のため毎年7月1日から同月31日までの間に、更新申請書に受給資格者証を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の更新申請書を受理したときは、内容を審査の上更新することが適当であると認めるときは、更新受給資格者として認定し、その者に対して受給資格者証を交付するものとする。

(受給の申請)

第4条 条例第5条の規定による支給の申請は、ひとり親家庭医療費支給申請書(第5号様式)に医療機関等の発する領収書等を添えてこれを市長に提出しなければならない。

2 市長は受給資格者が医療機関等において医療の給付を受けた場合には、ひとり親家庭医療費として当該受給資格者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し医療機関等に支払うべき費用をその者にかわり、当該医療機関等に支払うことができる。この場合、当該医療機関等はひとり親家庭医療費請求書(第7号様式)及びひとり親家庭医療費請求明細書(第8号様式)により市長に請求するものとする。

(支給の決定)

第5条 市長は、条例第5条第4項の決定をしたときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第6条 受給資格者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかに変更届（第6号様式）により市長に届け出るとともに、受給資格者証を提出又は返還しなければならない。

- (1) 出生又は死亡したとき
- (2) 市の区域外に転出したとき
- (3) 扶養又は養育の関係がなくなったとき
- (4) 条例第2条に規定する医療保険各法の規定による被保険者又は組合員及びその被扶養者でなくなったとき、又は適用を受けるべき医療保険各法を異にしたとき
- (5) 氏名又は住所等受給資格者証の記載事項に変更があったとき

付 則

この規則は、昭和54年11月1日から施行する。

付 則（昭和57年10月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和60年3月25日規則第5号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（平成5年9月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成7年3月24日規則第2号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月24日規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年2月4日規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成27年12月28日規則第27号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式（略）